

第 18 回 表現の自由 (2)

【到達目標】 わいせつ表現や名誉・プライバシーを侵害する表現の制約について、考察することができる。日本国憲法 21 条 2 項の定める「検閲」の概念(判例の立場)を述べることができる。検閲と表現の事前抑制との関係について説明することができる。検閲等に該当するか否かについて、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決 (I-51)、「悪徳の栄え」事件最高裁判決 (I-52)、「四畳半襖の下張」事件最高裁判決 (I-53)、北方ジャーナル事件最高裁判決 (I-68)、税関検査事件最高裁判決 (I-69) 及び第一次家永訴訟最高裁判決 (I-88) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

2. 表現の自由の内容 (承前)

- ・ わいせつ表現や名誉毀損的表現についても、基本的には 21 条にいう表現に含まれると考へたうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくべきとされる。

○ 「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決 (最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 卷 3 号 997 頁)
 出版社社長 X₁ は、英文学界において著名な D. H. Lawrence の芸術的観点からして相当高く評価されている *Lady Chatterley's Lover* の翻訳出版を企図し、文学者 X₂ にその翻訳を依頼し、訳書を出版した。その後、X₁ と X₂ は、刑法 175 条の猥褻文書販売の罪で起訴された。

最高裁判所は、刑法 175 条にいう「猥褻の文書」(「わいせつな文書」)とは、「徒らに性欲を興奮又は刺戟せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」をいうとする最判昭和 26 年 5 月 10 日刑集 5 卷 6 号 1026 頁の判断を是認したうえで、X₁・X₂ いずれも有罪とする控訴審判決 (東京高判昭和 27 年 12 月 10 日高刑集 5 卷 13 号 2429 頁) を維持した。

○ 北方ジャーナル事件最高裁判決 (最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁)

X の発行する雑誌「北方ジャーナル」では、かねてから旭川市長 Y を攻撃する記事を掲載していたが、Y が北海道知事選挙に立候補することになったので、知事選 2 か月前に発行予定の同誌に、Y を攻撃する記事を掲載し、印刷の準備をしていた。この記事では、Y について、「五十嵐……のようなゴキブリ共」「言葉の魔術者であり、インチキ製品を叩き売っている(政治的な)大道ヤシ」「天性の嘘つき」「己れの利益、己れの出世のためなら、手段を選ばないオポチュニスト」「メス犬の尻のような市長」「広三の素顔は、昼は人をたぶらかす詐欺師、夜は闇に乗ずる凶賊」などという表現を用い、その私生活について、「クラブ……のホステスをしていた新しい女……を得るために、罪もない妻を卑劣な手段を用いて離別し、自殺せしめた」とか「老父と若き母の寵愛をいいことに、異母兄たちを追い払ったことがある」と記し、その行動様式は「常に保身を考へ、選挙を意識し、極端な人気とり政策を無計画に進め、市民に奉仕することより、自己宣伝に力を強め、利権漁りが巧みで、特定の業者とゆ着して私腹を肥やし、汚職を蔓延せしめ」「巧みに法網をくぐり逮捕はまぬかれ」ており、知事選立候補は「知事になり権勢をほしいままにするのが目的であ」り、結論として、Y は「北海道にとって真に無用有害な人物であ」と書かれていた。これを知った Y は、自己の名誉権侵害予防のため、印刷・販売等の禁止を求める仮処分を裁判所に申請した。

札幌地方裁判所は、この申請を相当と認めて、審尋を経ることなく仮処分決定を行い、これを執行した。X は、この仮処分を違憲・違法であるとして、Y らに対して損害賠償を請求して提訴したが、第一審(札幌地判昭和 55 年 7 月 16 日民集 40 卷 4 号 908 頁)、控訴審(札幌高判昭和 56 年 3 月 26 日民集 40 卷 4 号 921 頁)とも X の請求を棄却したので、上告に及んだ。X の主張は、本件の仮処分による記事の事前差止めは、憲法 21 条 2 項の禁止する検閲に当たるのみならず、言論・出版の自由を保障する憲法 21 条 1 項に実体的にも手続的にも違反するというものである。

最高裁判所は、名誉は生命・身体とともに重大な保護法益であるから、名誉毀損の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、または将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるとしつつも、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法 21 条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件の下においてのみ許容されうると述べた。そして、公職の立候補者に対する批判等の表現行為は、一般にそれは公共の利害に関する事項であり、その表現は私人の名誉権に優先する社会的価値を含むので、事前差止めは原則として許されないが、(1) その表現内容が真実でなく、またはそれがもつばら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、(2) 被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが許されると判示し、上告を棄却した。

- 「悪徳の栄え」事件最高裁判決（最大判昭和 44 年 10 月 15 日刑集 23 卷 10 号 1239 頁）
- 「四畳半襖の下張」事件最高裁判決（最判昭和 55 年 11 月 28 日刑集 34 卷 6 号 433 頁）

3. 検閲の禁止

- ・ 公権力が国民の表現活動を事前に抑制することは、原則として許されない(21 条 1 項)。例えば、裁判所による出版物の事前抑制は、厳格かつ明確の要件の下でのみ許される(北方ジャーナル事件最高裁判決(最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁))。
 - ・ 21 条 2 項が禁止する検閲とは、最高裁判所の見解によれば、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」を指す(税関検査事件最高裁判決(最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁))。
- 税関検査事件最高裁判決(最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁)
 - 第一次家永訴訟最高裁判決(最判平成 5 年 3 月 16 日民集 47 卷 5 号 3483 頁)
 - ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決(最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 卷 2 号 149 頁)
 - 「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決(最判平成 14 年 9 月 24 日判時 1802 号 60 頁)

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、表現の自由の内容及び検閲の禁止について整理する。余力があれば、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決(I-61)及び「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決(I-62)の事実の概要及び判旨等を読んでおく。

Quiz

Q18 表現の自由に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 刑事事件において新聞記者に取材源の証言拒絶権が認められるか否かについて、判例は、取材源の秘密は、憲法第 21 条で保障される取材の自由を確保するために必要不可欠なものであることを理由に、業務上知り得た秘密について証言拒絶権を認める刑事訴訟法第 149 条を新聞記者に類推適用し、重大な誤判可能性があり、取材源開示を求める以外に司法権の公正な発動のための方法が存在しない場合を除き、新聞記者に取材源の証言拒絶権が認められるとしている。
2. 検閲は憲法第 21 条第 2 項により絶対的に禁止されるが、判例は、同項にいう検閲を、公権力が、思想・事実伝達等の表現物の全部の発表禁止を目的に、表現物について発表前にその内容を審査し、不相当と認めるものの発表を禁止すること、と定義した上で、税関検査は、表現物の発表禁止を目的とするものではなく、関税徴収手続の一環として行われるものであるから、検閲に該当しないとしている。
3. 刑法第 175 条は、わいせつな文書、図画その他の物の販売目的による所持等を処罰の対象としているところ、同条にいう文書のわいせつ性と芸術性・思想性との関係について、判例は、わいせつ性は文書全体ではなく、個々の章句の部分で判断すべきであり、文書が全体としては芸術性・思想性をもっていたとしても、それが個々の章句における性的描写による性的刺激を減少・緩和させて、刑法が処罰の対象とする程度以下にわいせつ性を解消させることはないとしている。
4. 国家公務員法は、公務員が「職務上知ることのできた秘密」を漏らすことを禁止しているのみならず、公務員が秘密を漏らすことの「そそのかし」行為をした者を処罰の対象としているところ、判例は、報道機関の国政に関する取材活動は国民の知る権利のために重要であるが、外交・防衛上の国家秘密に関わる取材活動において、報道機関の記者が、取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかした場合には、当該行為の違法性が推定され、それが誘導・唆誘的な性質を伴うものでなかったことを立証しない限り、当該記者の取材活動は違法となるとしている。
5. 人格権としての名誉権に基づく出版物の印刷、販売等の裁判所による事前差止めについて、判例は、当該出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、事前差止めは原則として許されず、その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大で著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときに限り、例外的に許されるとしている。

(平成 23 年度国家公務員採用 I 種試験)